阿比乃中山（あひのなかやま）

相模湖歴史研究会報

第十一号　令和四年三月一日発行

平成二十九年三月一日　創刊

阿比乃中山　第十一号　目次

民俗調査

一、大正七年　内郷村調査　郷土会員報告書　一頁～四頁

村を観んとするする人の為に

貴族院書記官長　柳田國男

郷土研究

二、大工だった五左衛門　五頁～七頁

相模湖歴史研究会会員　江藤建市

郷土研究

三、親鸞ゆかりの地・新戸と磨墨伝説（一）　八頁～十四頁

相模湖歴史研究会会員　山田正法

古文書解読

四、奥畑下川通り人改所（一）　十五頁～二十頁

相模湖歴史研究会会員　山田正法

民俗調査

一、大正七年　内郷村調査　郷土会員報告書

まえがき

『阿比乃中山』第九号では、『定本柳田国男集 第三巻』に柳田国男自身の内郷村調査報告があり、その「津久井の山村より」を掲載した。更に『定本柳田国男集 第十五巻』にある「幽靈思想の變遷」の中で「二　内郷村の竹串」と題し、柳田国男が内郷村での土葬に際しての習俗を掲載しているので、これも『阿比乃中山』第九号に掲載した。

この第十一号では、柳田国男が『定本柳田国男集 第二十五巻』の四十一頁～五十三頁に「村を観んとずる人の為に」にと題し、内郷村フィールド調査での問題点、反省点、後世の民俗学調査への姿勢とアドバイスなどを掲載しているが、現代の専門家でない私達にとっては、内容的に一寸読んでいて難しい個所もあり、理解に難しい所もある。未熟な私達にはその辺が気になり残念であるが、文学上、それは大正時代の事、百年前の事なので仕様がない事であろう。

しかし「調査者の資格」の最後では「**此上にも今度の内郷村行きの如き失敗を、何回も重ねて見る必要があるのである。此迄が序論のやうなものであつた。**」言う様に、内郷村でのフィールド調査はわが国最初の事であり、失敗を重ねる事の重要性を後世の私達に教え示している。

柳田国男は内郷村調査に関係する部分のみを『都会及び農村』創刊第三周年号にも投稿し掲載されている。この『都会及び農村』には内郷村調査に同行した小田内通敏が「内郷村踏査記」、石黒忠篤が「内郷村の二日」、そして今和次郎が「内郷村に見たる居住状態」と題し、同誌同号に掲載されている。この柳田以外の三人の内郷村調査報告は、地元相模湖内郷に住する私達にとって、大いに関係する興味ある報告である。また、読んでいても地元住民ならではの理解のできる事柄も多く、これらも号を追って『阿比乃中山』に、随時掲載して行こうと思っている。

尚、いつもの様に、漢字・送り仮名等原文の侭であるが、ワードには変換できない漢字もあったので、そこは当用漢字を使用している。漢字のふりがなは適宜筆者が行った

研究

村を観んとするする人の為に

貴族院書記官長　柳田國男

趣意

非常に面白かつたけれども、今度の内郷村行きは學門上先づ失敗であつた。面白かつたとは言ひ得るが、有益であつたとは言ひにくい。失敗の原因は至つて單純で、勿論我々の怠惰不熱心の爲ではない。一言を以て言へば問題が多岐に失して順序と統一の無かつたこと、學び得る事は何でも學ばうとした態度が惡かつた。此態度と雖、其に必要なる時と資力さへ具へて居たならば、絶對に惡いものでは無い。但し費用は出す者が有るとしても、時に何人にも負擔し得ぬ程の長生で無ければならぬ。此調子で調査をして得たら、常に「天若し之に年を假さば」と言はねばならぬ。利己主義か知らぬが自分等は蜜蜂でも無く蠶でも無い。我成績は我用に供したい。村の人々も多分は御同様であらう。古人は屢々名山石室に書を藏し、後世の識者の認むる所となれば滿足だと言つて居た。併しながら今度の調査旅行の報告の如き、斷片敵の智識を書殘して、そんな事を言へば必ず人が笑ふ。さうすれば結局誰の爲に何をしたのだと言ふことになる。我々は物好きで今後も此様な事を繰返すとしても、少なくも村に居る人たしに同種の企てを記さしめる張合ひにならぬ。そこで此失敗の經驗の中から、些しでも續いで起つ諸君の參考となりさうなことを書き殘して、成るだけ勞少く結果の早く見えるやうな方法を討究して置いて貰はうと思ふ。

問題の中心點

目的とか効果とか言ふと、學問の威嚴を傷つけるかも知れぬが、切れぐの智識などは茶飲話の種にしかならぬことを考へ、人間の壽命の存外短いことを思ふときは、折角骨を折る位ならば何か纏まつた一つの形を具へるやうにしたくなる。又同じ事ならば自分以外の人も注意してくれさうな題目を先にしたい。多人數が共同して事に當り、乃至は又人の力又は公の費用を之に用ゐんとする場合は、殊に名義を明かにせねばならぬ。實際我々の心掛けは、平素から決して同胞日本人の生活と交涉の無いことを穿鑿しやうと云ふのでは無いが、久しい間纏まつた成績が現れず氣粉れに目先の變つた事柄へ移つて行つて、どの方面も少しづゝかぢり散らして居ては、初め同情の有つた社會までが、終にはつまらぬ苦勞だと考へるやうになる心配がある。而も一方には世中から、一日も早く發表して貰いたいと言つて居る問題が、解答無しに既に明治大正と數十年を過ぎて居る。舊式の村誌類には人が倦み且つ飽いて居る。名所も舊跡も停車場も宿屋も無く只古い村で、恰も古池をかへたら鯉や鰻が居たのと同じやうに見られるのを口惜しがり、色々な事を言立てて空な自慢をして居ても、此からの實生活が甘くも辛くもならぬことはよく分つた。どうか今ちつと適切なものをと頻りに言つて居る處である。學問をするからには此聲を聞遁すわけには行かぬ。そこで我々は、完全と云ふことは第二隊に控へて居る人の仕事に殘して、先づ大體の目安を立てゝ、一旦は簡略なる成績を擧げて見たい爲に、何か一つの中心を見出して置きたいと思ふ。

併し實は其も心持ちのものであるから、明晰なる語でさへあれば、何ときめても結果は略同じに歸するのである。自分だけは假に是を「生活の変遷」と言つて置く。一つの村が成立する爲に當初必要であつた各種の條件は、今も悉く具はつて居るかどうか。其中の幾部分は國が立派になると共に不必要になつたかどうか。或は之と反對に新なる條件の追加せられるものが出來て、其要求を充すが爲に如何なる事をせねばならなんだが。手短かに言へば、是迄の村民はどう云ふ生活をして居たか。是が卽ち眞成の村の沿革であ

る。同時に又御先祖と云ふ人の功績表でもあるのである。而して其生活なるものが、目下刻々にも亦変遷しづゝあること、是は村民ならば何れもよく知つて居る、旅人に取つてはやはり非常に面白い所謂近世史である。歴史と云ふとふゝんなどゝ笑ふ輩は、歴史が此ほどの幅を持つて居ることを知らぬからである。日本武尊と弘法大師が來て、一晩づゝ泊つて行かれたやうな話だけが村の沿革ならば、成程ふゝんである。次には此から後の村の生活はどう變遷して行くか。それでは困るかどうか。是は又一段と困難にして而も一段と重要な問題である。前田正名翁の同志者は之を**村是**（むらこれ？）と名付けた。村で將來の計畫を村是と云つて居るのはよいが、勤勉とか時間勵行とか云ふ普通の道徳語を列記して居たのは、あまりに冷淡であつた。尤も愈々となれば人は神様で無いからと云ふことに歸着するか知らぬが、我々の飯を食はねばならぬこと、女房子供の可愛いことなどは、千萬年を經るとも變ずまじい如く、よくくの天變地異があつても村の場處は移らぬ筈である。周圍の事情が大體同じで人も亦我々及び子孫であるならば、假令千年の後は六かしくとも百年後の事は憂ひ又は樂み得る筈である。而も又鄰の村や鄰の町とは趣の異なることが察せられ、海内一樣の村是ではすまぬ道理も分る筈である。此分を先づ最初に我々の調査目的としたらどうであらうか。變遷せぬ生活ならば現在の記録もさして必要では無いが、變遷して而も分らなくなるから、廣い見方から言へば天と地との間に起つた或事實が、全く起らなかつたと同じ結果になるから、之を着實に言へば、我々の子孫の幸福と不幸との分岐點であるかも知れぬ將來の計畫に、頗る參考となるべき好材料が散佚（さんいつ）するから、我々は大いにあせつて村の觀察を流行させたいと願ふのである。其には東京から十人も出掛けても大して得る所が無かつた、それ程面倒な仕事だと云ふ評判が、最も大なる障碍（しょうがい）である故に、方法さへ立つて居たらよかつたのだと云ふことを、差出がましいが自分が立證して見やうとするのである。

調査者の資格

是は他所から入込むだ者が仕事をしやすいか、はた又土地の人が自ら手を下す方がよいかと云ふ問題である。他所からわざ〳〵來る位の人なら、自身のある人々に相異ない。外の村々の經驗を利用し得るに相異ない。箇人的の利害や感情に捉はれぬ判斷をすることが出來る。と思はれても無理では無かつたのであるが、實は我々は些し例外であつた。併し行くくさう云ふ外來調査者が多く出て來るであらう。前代の地方役人などは、よく村柄の善惡を説いたものである。直覺同然のあぶない鑑定ではあつたが、場數を重ねると存外當るもので、其爲に永々しい問答を省き得たやうである。又言はゞ急所と云ふやうな物の聞き方があつた。一つの現象が變則の例であるか又は代表的のものであるかは、村の人に取つては判別も容易であらうが、旅客には練習の必要なる技術で、而も今日の縣書記、昔の代官手附きのやうな人には十分の能力を具へた人があつたらしい。併し速斷は如何に機敏でも基礎の無いものであるから、問ひ方さへ上手ならば丁寧に要點を問ひ、或は數學的の綜合をする方がよい。語を換へて申せば、土地に不馴れで大把みの觀測を爲し得ぬことも、外來調査者の長處と言へば長處である。唯どうしても免れ得なかつた一つの不利不便は、心安く無い爲に村の人の氣が改まつてしまふことである。勿論是は虚僞の修飾をすると言ふのでは無い、而も概して言語に拙なる農家の老幼男女の心持ちは、顔に表はれる感情を透して之を看取するの他は無いのに、所謂心憎い客人である爲に謹愼してしたい顔をせぬやうでは、言はゞ三分一の面會拒絶である。殊に我々の團體見たやうに、口鬚の秀麗な人々がぞろぐと繋がつてあるいては、如何程猫撫で聲を出しても問答の渉（わたり）行かなかつたのは當然である。其に今一つは訪問の時期時刻を得ぬことである。昔から言ふやうに、冬の夜の折焚く柴の火の影で、語るも聽くも差向ひでは無く、彼も聽いて居る此者の思はくもあると云ふ處から、時々は相顧み又は頷き微笑する境に於て、人の心の隅々は伺はれるのである。又老人などは話好きでも物忘れが常の事である。事情に疏い外部の者が、誇張と不精確とを見出す機會も無く、長談義に耳を傾けるのは時として有害である。假に又話にはさ迄重きを置かぬとしても、いくら結局村の爲になるとしても、現

在仕事の手を止めて茶を出したり案内したりすることが頻繁であつては先づ困る。村の教育乃至は心有る青年が自ら調査の勞を執る場合には、はしたの時間が自在に使へるから、此類の懸念は大抵無くなる上に、方言訛音の耳に疏いものが無いから、朝夕の往還などで自然に側聽きする子供のねだり聲や老婆の口小言までも、心掛け次第では之を適切なる村の印象として集積して行くことが出來る。生活上の私事、例へば常は何を副食物にするかや、どの位金が殘るかの類は、至つて緊要なる調査項目であるにも拘らず、村人は我家には勿論人の家の有樣をも語るを屑しとせぬ。即ち耳で聽くよりも目で視、鼻で嗅かねばならぬ種が中々多い。是はた地元調査員平常の努力にして、始めて會得し得べき事情である。之を要するに資料としては外來者の手帳に載るものは、往々にして第二次のものである。中間に分別辨口のある村の觀察家が立つて居て、筆に依らざる編纂をして居る場合が多い。從つて同じ位の力のある調査者が、内外の二組あつたとするならば、外を排し内を扶けるが善いことは殆ど説明を須ゐぬ。而も猶時あつてさうもならぬと云ふ唯一つの理由は、最初にも申す如く村の人は概して世間の振合ひを知らぬ故に、随分變つた状態を何でも無い事に思ひ、親代々見馴れ聞馴れて居る爲に、村の存立に拘はる程の重要な現象を忘れてしまふこともある。是をどうかせねばならぬのである。さも無い事を珍しさうに風聽した方は、後で判るときまりの惡いものではあるが、實は脱落の心配が無いのだから差支は無い。大體から言ふと村に生れて暫く他國に居た人などが、他所から入込んで久しく住んで居る人ならば、右に言ふ如き欠點はあるまいが、其人たちが果して村の生活を根本から調べて見なければ、國家社會を説き政治經濟を論じ、人類未來の福利の爲に劃策することが出來ぬと確信し得るであらうかどうか。是れ大問題である。**自分の見る所を率直に申せば、一利一害は互にあるが、つまり村を調べて見たいと云ふ心掛けが要素である。此態度さへ決すれば他は方法の問題で、方法は何の學問に由らず、熱心な研究者の數さへ増加すれば、いつとなく獨りでに立つて來るものである。今はまだ學問が發達せぬ故に、我々が斯う迷ふのである。此上にも今度の内郷村行きの如き失敗を、何回も重ねて見る必要があるのである。此迄が序論のやうなものであつた。此から實行の方法に就て少して言つく見やうと思ふ。**

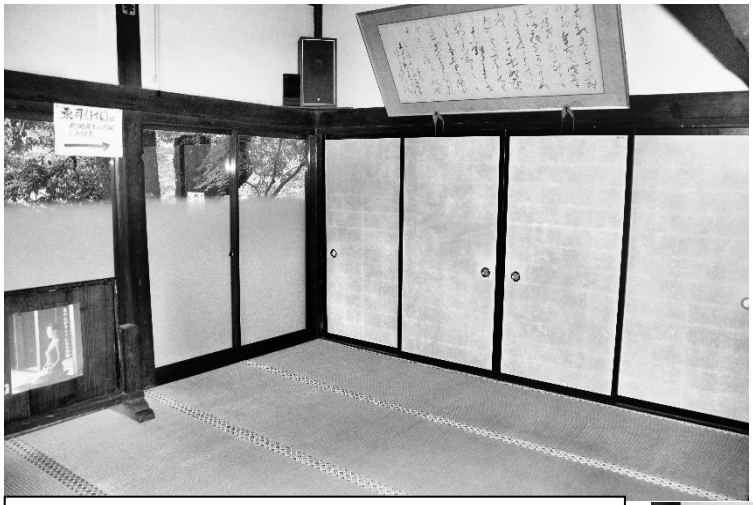

本堂西側の二室：手前は研究室・談話室・応接室　　襖奥部屋は押入と所持品置場

本堂東側の二室：昼は食堂、夜は寝室

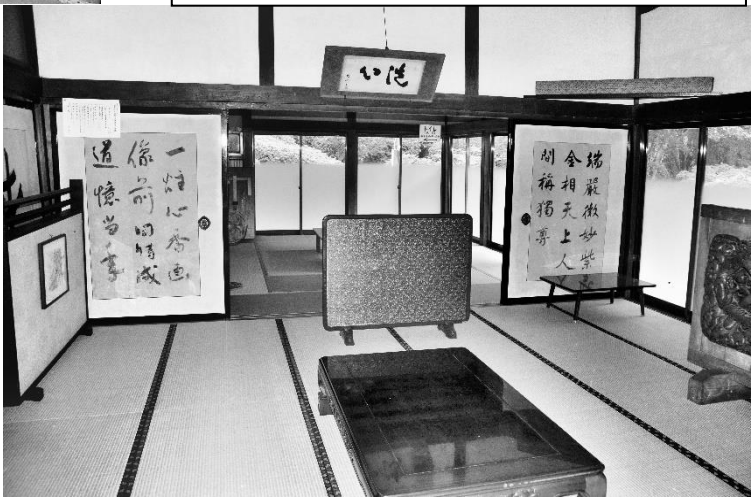

郷土研究

二、大工だった五左衛門

相模湖歴史研究会会員　江藤建市

私が小学生か中学生のころ祖父礒市（いそいち）から彼の祖父五左衛門は「大工だった」と聞いた。私の父の父の父であるので四代前の祖先だ。調べるとその五左衛門は文政七年（一八二四年）生まれで、明治三十七年（一九〇四年）に八十歳で亡くなっている。

祖父礒市の話ではとても怖い祖父で子供だった祖父が大工道具などに触るとひどく叱られたそうだ。その大工道具は私の青年時代まで真っ赤錆でいくつか残っていた。道具箱（時代劇に出てくる大工が肩に担ぐ木の箱）もまだ残っていた。祖父礒市は晩年なんでも捨ててしまったので今は残っていない。

五左衛門が大工だった明白な証拠として我が家に伝わる古文書がある。

（右　古文書写真）次ページに掲げる。

これは大工の五左衛門とその組合仲間である六兵衛（屋号・シタの先祖）が神道の元締めである京都上京区にあった公家「白川伯王家」に宛てた「願い状」（の控え）である。日付が文久二年（一八六二年）なのでまだ江戸時代だ。苗字を名乗れない一般庶民であるはずの五左衛門が堂々と江藤と言う苗字を冠して署名している。

この文書の宛先はお役所であるがこれは公儀（幕府）の役所ではなく神主の元締めの役所である。江戸時代公儀に対しては苗字を名乗れなかったが私的には許されていたようだ。その証拠に別の古文書にも苗字が書かれたものがある。それは高野山の寺が発行したもので茶を寄贈した受け取り証（茶碑証）に書かれていた。

この文書の意味するところを以下に述べる。

現在でも家を建てる時の重要な儀式として上棟式がある。この建築の儀式に神官を頼まず、大工自らが祭主となって神事を行うことは当時の大工の棟梁にとって、どうやら最高のステイタスシンボルであったらしい。

ところが神事を行うには公儀（幕府）から「諸社禰宜神主法度」という法令が出ているので勝手に行う訳にいかない。それに加えて江戸時代農民の服装は厳しく規制されて麻布か木綿（後に紬が許された）以外は許されなかったほどだった。そのため神主の元締めから免許を得る必要があった。この免許があれば大工が堂宮建築のような大工事を受注する際には極めて有利だった可能性がある。

神道には白川神道と吉田神道の二系統があり、前者は平安時代から皇室祭祀をつかさどる「神祇伯」の家系で、後者は室町後期に吉田兼倶（かねとも）が起こしたものである。後者は幕府の庇護のもとに江戸時代栄えたが、前者は由緒正しい家系でありながら江戸時代は権勢の上で吉田家の後塵を拝していたらしい。それで白川伯王家は江戸時代後期盛んに勢力拡大を図っていたと言われている。わが先祖はそれに乗ったのだろう。

この文書に出てくる衣装は下図のようなものである。「風折烏帽子（かざおりえぼし）」は冠で、「浄衣（じょうえ）」とは図の様な上着で、浅黄（あさぎ）の指貫（さしぬき）とはごく薄い藍色の図のような袴のことである。

風折烏帽子・浄衣・指貫着用図

恐れながら書状をもってお願いいたします

一私につきましては農業の合間の折に大工職を職業としてきました
当御殿様の御作法による棟上げ時の神道の
納拝の儀式の御伝書の御授与ならびに　風折烏帽子、
浄衣、浅黄の差貫の着用の御免許をくだされたく思います
（そうすれば）ありがたき仕合せに思います　そうなった場合は
公儀の法規制につきましては勿論　神道の
お作法をますます堅くお守りいたします　右の願いにつきましては
異議などを申し上げることは一切ございません
後日のため　差し上げ申します
願書はこのようで御座います　以上

江川太郎左衛門
御支配所

文久二戌　年
十一月

相州津久井縣寸沢嵐村
江藤五良右衛門
組合
六兵衛

白川殿
御役所
御役人中様

この文書の書き出しに「私儀農間の節に」とあるが、私はこれまで農業の暇な冬の季節だけ大工仕事をしていたと解釈してきた。ところが江戸時代は兵農分離で武士以外は農民か町人かの区別しかなく農民に区分された者は農業をするのが本分だということで、その他の職業をするのは農業の合間にするべきものだという建前があったらしい。そのため「私儀農間の節に」と書くのが決まり文句だったのだそうだ。寸沢嵐のような田舎でも紺屋、床屋、織物屋、酒屋などいろいろな職業があり役所がそれを把握していたことが古文書にも残っている。大工もそのひとつであろう。

江戸時代後期は現在の我々が想像する以上に資本主義が発達していて、百姓（農民とは限らない。一般庶民の意）たちがマーケットオリエンテッドな生産者や流通業者となり日本中に溢れていたらしい。

末尾の江藤五良右衛門は五左衛門のことであるが右と左の交代というのはよくあったことらしい、ともかく江戸時代は個人の名前は一生の内何度も変えることができた。

【五左衛門の先祖の五左衛門も大工】

実は前述の五左衛門より以前の先祖も大工だった可能性がある。相模湖町文化財保護委員会編（一九七四年）『相模湖町文化財調査報告書第五集「郷土相模湖」』（ページ三十三～四十）中「八幡神社」の項に次の記述がある。

一、由緒沿革
　創立年月日は不詳なるも「享保十五庚戌（一七三〇年）十二月（奉再造八幡大菩薩）願主総産子中、
棟梁江藤五良左衛門行秀、江藤四郎兵衛行政」と記す「棟札（むなふだ）」あり。―以下略

この人物は明らかに我が先祖だが前述の文政七年（一八二四年）生まれの五左衛門とは違う人物だ。彼が生まれる九十七年も前の棟札なので少なくとも三世代前の五左衛門だ。

更にネットを検索している内に次のようなサイトを見つけた。

成岡建設（http://www1.ocn.ne.jp/~nar/07.html）（二〇一一年一月現在）から引用

「関東出身には、以下の有名な大工棟梁が存在していたようです。
―中略―
江戸中後期の地元の大工
江戸時代中期から後期にかけて、相模国で活動した有力な大工たちは幾人もいる。前述の基準に基づいた有力な工匠家をとり上げてみると、森戸大工・池田家／当麻大工・関山家／寸沢嵐大工・江藤家／川村岸大工・武井家／半原大工・右兵衛／棚沢大工・橘川家などの大工がいました
―中略―
寸沢嵐大工江藤家
相模湖近くの寸沢嵐村に、江戸時代中期から江藤八左衛門とその子孫が大工を営んでいた。享保四年（一七一九）の寸沢嵐稲荷神社再建から享和二年（一八〇二）の同村八幡神社普請にかけて活動し、四つの神社建築の棟札が残っている。宝暦五年（一七五五）造営の相模湖町牛鞍明神社は、一間社入母屋造柿葺き千鳥破風・軒唐破風付きの建物で、大工江藤家の代表作である。」

ここで江藤八左衛門と言うのは寸沢嵐九〇六番地にあった屋号「上」の江藤家が相当する。この家は昭和三十年代に高尾に転居して八百屋を始めた。しかしその家が大工をしていたとは私の知る限り聞いたことがない。八左衛門がいかなる者か不確かだが、筆者家の先祖五左衛門を含む江藤と言う苗字を持った大工の集団があったようなのである。

我が先祖がどんな事をしていたか分かる物が数少ない中、以上に記述した事柄は唯一と言っていいほどその活動が分かる物でありとても興味深い。

（平成二十八年十一月記す）

郷土研究

三、親鸞ゆかりの地・新戸と磨墨伝説（一）

まえがき

相模湖町が相模原市と合併する前の平成十五年十一月十五日（土）、相模湖町・藤野町文化財保護委員合同主催の「津久井歴史探訪」が行われた。この津久井歴史探訪は津久井町・城山町合同と交替で開催される歴史探訪である。この開催で相模湖町を担当したのが筆者であった。その際「親鸞ゆかりの地・新戸について」と題し、案内するためのレジュメを用意し配布した。この『阿比乃中山　第十一号』ではこの時のレジュメを参考にしながら旧相模湖町、更にはその前は内郷村と言われた村内の、寸沢嵐道志「新戸」地区にある雑話と、鎌倉時代の名馬「磨墨」伝説について掲載して見ようと思う。

「磨墨伝説」については、郷土史家・鈴木重光氏も書かれている。これを参考に、新戸調査を行ったのは平成五年二月九日の事である。新戸の古老に地名や家号、そして新戸に伝わる伝説をお聞きしたのである。尚、新戸伝説の「名馬磨墨」については次号に掲載する予定である。

一、新戸の由来と親鸞聖人

神奈川県の元箱根には親鸞の遺跡として「親鸞堂」があると云われている。新戸にもお堂があり、このお堂を新戸の人々は「親（鸞）堂」と書き、後に「鸞」を外し、「親堂」と書き、これが「新戸　しんどう」となったという。

堂内には、真中に神明社（天照大神）が、その右には金毘羅大権現、そして左には山上の墓地から移転して来たと云う神に関係した社らしいが祀られてあった、その詳細は不明である。村の人達はこのお堂を「おぼんさま」と呼んでいて、呼び方からすると神社ではなく、仏教的なお堂の様である。

お堂内には昔、親鸞聖人真筆の阿弥陀さまの掛軸が安置されていたが、経師家に修復を依頼した後、掏（すり）りかえられたのか、不明になってしまっているとの事であった。このお堂にあった阿弥陀仏の掛軸は、鈴木重光氏によると、津久井町鳥屋にある常念寺にあると言う。この常念寺はやはり浄土真宗のお寺で、江戸時代の「津久井縣」ではこの二ケ寺のみが浄土真宗寺院であった。これらの事については後述する事にする。

二、新戸の宗旨人別、そして寺替

旧津久井郡にある寺は、現在もほとんど同じであるが、寺院の宗派別振分は臨済宗建長寺派二十三ケ寺（有住寺院　十七ケ寺）、古義真言宗高野山派十二ケ寺(有住寺院　八ケ寺)、新義真言宗智山派三ケ寺（有住）、曹洞宗六ケ寺（有住寺院　五ケ寺）、天台宗一ケ寺（無住）、そして浄土真宗本願寺派は正念寺の一ケ寺のみである。

前記の様に旧津久井郡では臨済宗建長寺派が多く、それに次いで古義真言宗高野山派が続き、親鸞聖人の浄土真宗の寺は津久井では藤野名倉にある正念寺だけである。筆者の寺は臨済宗建長寺派であるが、時々、電話で浄土真宗のお寺はそちらにありますかと問合せがあり、正念寺を紹介する。それ程浄土真宗はこの地域では貴重なお寺なのである。この理由には浄土真宗信徒の同宗派菩提寺への信奉と、その信仰の深さを物語っている様である。

明治十七年の寸沢嵐村戸籍簿には、寸沢嵐村道志の新戸地区に浄土真宗正念寺檀家が四軒あった記載がある。そして臨済宗建長寺派の清光寺檀家は一軒あった。また江戸時代の寸沢嵐村宗旨人別帳（時代不明）にも、正念寺檀家四軒、清光寺二軒とあり、寸沢嵐村道志の新戸は大体が親鸞聖人の浄土真宗を信仰する部落であった。浄土真宗の布教は鎌倉建長寺の禅宗臨済宗や古

義真言宗の強い地域を迂回し、それとは重複しない新境地を求めながら、山梨都留方面へ布教活動が展開されて行った様である。尚、現在の新戸地区の岩田姓は全て道南の臨済宗建長寺派清光寺が菩提寺となっている。

新戸地区は古来より寸沢嵐村道志部落に組込まれていて、道志部落の「南畑」からの道が、道志川の北側（左岸）沿いに新戸迄伸びていた。村民の交流は常に道志地区が主であった。内郷村の時代でもそれは続き、更に旧相模湖町の時代でも目先の南を流れる道志川の向かいの旧津久井町青野原に近いが、相模湖町内の一地区として政治経済は維持されていた。ただ青野原へは道志川を跨ぐ大きな橋（青馬橋）が近年掛けられ、教育や交通の便もあり、子供たちの教育は旧津久井町の学校に今も委託されている。

さて、新戸の浄土真宗から臨済宗への転派については、地元の古老に聞いても知らなかった様で、昔から道志の臨済宗の清光寺が菩提寺であったと思っていた様である。筆者の祖母はしばしば名前の出て来る名倉の浄土真宗正念寺が生家で、そんな関係で一度、正念寺の先住和尚が柏原氏の時、正念寺を訪ねてこの件について聞いて見た事があるが、矢張り住職も新戸地区が元正念寺の檀家であった事は知らなかった。それでは新戸の浄土真宗から臨済宗への転派の原因は何であったのだろうか。次の様に思われる。

その一として、旧藤野町名倉の正念寺への道のりは、非常に遠く旧藤野町の篠原を越え、牧野を過ぎ秋川を渡り、名倉の正念寺へ到着するのである。名倉の向こうはもう山梨県上野原市新田が見える。この距離を葬祭・仏事で往来する事は、大変な時間と労力を費やした事であろう。これは現在の私達から見てもその大変さが解る事である。過去の時代を考えると、新戸が近年の浄土宗から身近にある道志清光寺への転派は、距離と時間の関わり合いが深く影響したと思われる。しかし、それを超越して先述している様に、浄土真宗門徒は、遠距離でも同宗派の浄土真宗寺院を探し求め、拠り所とすると云う、信心・信仰・信念の現れをここに見る事が出来るのかも知れない。

二としては、一と関連した時間と距離を含めた理由でもあるが、寸沢嵐村道志の南畑地区から新戸への道は、道志川を渡す青馬橋が出来ない以前は、険しい断崖の作道であったが、村民の唯一の重要な生活道路であった。時間的にも正念寺へ向かう途中にある村、篠原へ行くよりもその比ではない。この様な時間的、距離的な問題に加えて、地形的にも生活する上で、新戸と道志地区との結びつきは切り離すことのできない関係であった。新戸は道志の一部落として、江戸時代の五人組制度では寸沢嵐村の中に組み込まれ、隣の南畑地区との交流があり、付き合いや生活、冠婚葬祭・仏事等、道志村の一員として切り離せない関係であった。この様な事もあり、いざと言う葬儀仏事の際には、近くにある臨済宗清光寺に頼さる得ない実情があったと思われる。この様な事から新戸各家の臨済宗への転派は新戸住民の意に沿うものであったのであろう。

道志村新戸に於ける筆者の調査では色々な伝説を所収しているが、それも鎌倉時代に遡る伝説である。また初期の検地帳を調べて見ると、寸沢嵐村道志への初めての土着は、新戸から始まっている様で、道志地区の元和年間の江戸時代初期の検地帳を筆者作成の「江戸時代俗名変遷表」を頼りに調べると、その田畑の多くの名請耕作人は、新戸の岩田姓が多かったのである。

三、津久井の浄土真宗寺院

浄土真宗の開祖・親鸞は、鎌倉時代の建保二年（一二一四）越後に流罪していたが赦免され上野から常陸へ入った。この頃の時代は、頼朝も亡くなり、その後の頼家、実朝（一二一九）も続いて不運の死を遂げ、その後は北条家義時の時代と成っていた。執権政治を行った北条義時は専修念仏の禁止を発し、浄土真宗は多くの弾圧を加えられていた。

親鸞が布教教化のため、関東にも下向し、小田原の国府津の「勧堂」に逗留したのは安貞二年（一二二八）から文暦元年（一二三四）までの七年間とされ、この間、県内各地を布教勧化に巡っている。（『神奈川県史研究四六』「中世寺院と文化財」）この七年間で、親鸞は県内の山岳地帯に赴き「勧堂」に逗留し布教勧化しているので、その遺跡があっても不思議ではな

いとの事。新戸の由来「親鸞堂」もこれに由来するお堂なのであろうか。『神奈川県史研究』での執筆者・山田泰弘氏は「親鸞およびその門弟たちは、当時それほど世に知られた存在でなく、むしろ無視され迫害された集団であったために、史料がほとんど遺されていないのであろう」と記し、また「伝記の虚構があり、県内での親鸞及び弟子達の動向を知る一級史料の出現に期待する」と述べている。

鎌倉時代や戦国時代、甲州への道は山裾や尾根歩き、川沿いを歩く事が迷う事の無い主道であったと思う。平地は雑草で生い茂り、道も無く方向感覚は掴めなかったであろう。相模川沿いに上流に向かい、丹沢・大山の尾根、山麓沿いに鳥屋や青根に至り、奥道志へ進むこのルートは、甲斐や富士山へ向かう最短のコースであったとも云われる。

『道志七里』では道志の由来について、口碑、古文献等からとして「関東から富士への一番の近道であるので、道造りの始となつて“道始”と名を得たとか、道志谷に通ずる四つの古道があつて“道四”の名を成したとか、往時道学者の多くこの地に来遊したに依つて“道志”と名付けた・・・」と言うが、著者の伊藤堅吉氏は「明法学を了めて左右衛門の志（さかん）に任じて検非違使の志を兼帯する者を“道志”と呼んだ・・・道志谷に入った検非違使は道志の姓を以てこの山峡を領し、ここに“道志”の地名が生まれる事になったと考えるのが頼りどころのある考察であろう」と述べているが、却って私達からすると初めの口碑傳説の方が納得のいく話でもある。

さて幕府より弾圧された浄土真宗の布教は、鎌倉幕府擁護の禅宗の地盤を外れ、その隙間を縫って小田原から丹沢山麓と相模川沿いの村々を中心に教化を余儀なくされたと思われる。名倉の正念寺や鳥屋の常念寺はまさにこのルートにあたる場所である。詳細は後述するが現在のこの地域の浄土真宗の寺組は「小田原組」「都留組」に分かれていて、名倉の正念寺は江戸時代「小田原組」との寺付き合いがあり、現在は「都留組」に属し山梨寺院との交流を持っているとの事である。この浄土真宗の寺組を考えても、親鸞の浄土真宗布教勧化が、まず小田原国府津から始まり、厚木、丹沢山麓、津久井（新戸・鳥屋）、都留へと云う順路であった事が理解される。

この常念寺創建頃の、つまり一二三〇年頃の浄土真宗の寺創建は、津久井の禅宗臨済宗のお寺よりも百年余りも早く、その頃、既に津久井方面への勧化布教が行われていた事には驚くばかりである。

その頃の津久井地域の禅宗臨済宗寺院はまだまだ少なく、多分真言宗の寺が多かったと思われる。例えば拙寺正覚寺は嘉慶元年（一三八七）に真言宗から禅宗へ転派との言い伝えがある。そもそも、臨済宗の本山である鎌倉建長寺の創建は建長五年（一二五三）で北条時頼が開基であるが、常念寺の創建は建長寺より二〇年余り早い。いかに親鸞聖人の相模国布教が早い時期であったかが察せられる。また、津久井で本格的に建長寺末の寺院が創建されるのは雲居寺で、南北朝時代の観応三年（一三五二）に開山和尚鎌渓是尊が示寂しているので、多分創建は一三三〇年頃であろう。それでも鳥屋の常念寺創建よりも百年近く遅いのである。

鎌倉幕府からの迫害と無視された浄土真宗の布教勧化の歩みに於いて、鎌倉時代の津久井地域は、阿弥陀信仰の浄土真宗の地盤があったかも知れない。当時は浄土真宗の寺数は少ないが、「勧堂」あるいは「親鸞堂」的な小さなお堂が在り、門徒として村民の拠り所と成っていた事であろう。

津久井町鳥屋、藤原山常念寺

浄土真宗派内の史料によると、確実性は無く開基宗祖は不明であるが、常念寺のその建立時期としては親鸞聖人の関東下向の時、「安貞二年（一二二八）から文暦元年（一二三四）までの七年間の内であると言う。この親鸞逗留中に神奈川県内で改宗や創建された寺は十九ケ寺で、其中の一つが常念寺である。（『神奈川県史研究　四六』より）

また新編相模風土記では常念寺について「藤原山と号す、一向宗（東陽寺の持なり）、開基親鸞上人（親鸞聖人の関東下向の時創建の寺なりと云へど、再び丙丁の災に罹りし已来、古記録什宝の類絶て災なし）、本尊阿弥陀仏（木立像二尺五分、親鸞聖人の作）と書かれている。

『津久井町郷土誌』によると、常念寺廃跡として「字西門にあり、近来開墾して畑となる、往昔本寺山号藤原山と称し、一向宗にして親鸞聖人の創立なりと云ふ、中古当村東陽寺末寺となり禅臨済宗なりしが、無壇、無住なりしを以て、明治六年（一八七三）十月廃寺となる」とある。また安永七年（一七七八）の村差出帳に「弥陀堂当村東陽寺支配常念寺」とある事から、すでに安永七年時点では、東陽寺の末寺的な弥陀堂として存在していて、真宗門徒もこれまた、内郷村「新戸」の真宗から禅宗への転派と同様、臨済宗東陽寺へ吸収されてしまったと考えられる。この原因にはこの地での禅宗臨済宗の地盤が強くなり、浄土真宗の教化が衰退。門徒が減り、真宗僧侶の定住にも厳しい地盤に成っていた事が原因であろう。その為、鳥屋村の村民は仏事には事欠き、東陽寺への転派と言う事になったのである。弥陀堂とある事から、創建時から常念寺自体は寺と言うより「お堂」的な小さい真宗寺院であったのかも知れない。

この様に常念寺は禅宗東陽寺へ吸収され東陽寺持ちの「弥陀堂」であったが、古文書等から判断すると、文化七年（一八一〇）頃に、どうやら親鸞聖人作と云われる御本尊阿弥陀如来像が盗難にあったらしい。その訴状が、東陽寺に残っている。これにより文化七年頃迄は、御本尊阿弥陀様は鳥屋の弥陀堂（常念寺）にあった事が確認される。

乍恐以書付御訴奉申上候
相州津久井県鳥屋村
禅宗東陽寺末
浄念寺

一、本尊阿弥陀如来
但立像ニ而丈ヶ二尺程有之、親鸞上人作仏之由、往古与申伝来候
右東陽寺申上候、前書浄念寺儀者無旦家ニ而当時無住ニ付、拙寺方ニ而兼帯致、日々見廻リ、院内之儀者〆り等致候儀無御座候、然ル処当月十六日昼時過拙寺見廻ニ罷越候処、右本尊紛失仕候ユへ驚入、所々相尋候得共相知不申候、尤盗取候者之心当リ手掛リ等一切無之御座候、依之此段御訴奉申上候、以上

大貫次右衛門御代官所
相州津久井県青山村
禅宗光明寺末
同代官所
同州同郡鳥屋村
東陽寺

文化七年十二月

寺社御奉行所様
前書之通寺社御奉行所様江御訴申上度奉存候間、御諒管被成下度願上候、以上

鳥屋村　東陽寺　印
光明寺　知事禅師

午十二月

この古文書から判断すると、常念寺の御本尊阿弥陀様が盗難にあった文化七年以降は弥陀堂の御本尊は無い事になるが、そんな事もあってか、この項の最初「一、新戸の由来と親鸞聖人」に記したが、鈴木重光氏が新戸の「お堂にあった阿弥陀仏の掛軸は、津久井町鳥屋の常念寺にある」と語っている。また新戸住民の話として「お堂内には昔、親鸞聖人真筆の阿弥陀さまの掛軸が安置されていたが、経師家に修復を依頼した後、掏り(すり)かえられたのか不明になってしまった」とあり、これらの事を考えると、この新戸の掛軸が新戸の由来傳説にある親鸞堂、「親堂」から、御本尊が親鸞聖人作で、また親鸞聖人創建と云われる鳥屋の常念寺に運ばれ、盗難に遭った御本尊替わりに掛軸が納められたとも推測される。但し、東陽寺にその阿弥陀仏の掛軸が現在存在するかは不明で、筆者のただの推測に過ぎない。

浄念寺の御本尊阿弥陀仏が盗難にあった理由を考えて見よう。御本尊を盗むことなど考えられない事ではあるが、理由を膨らませて考えるならば、常念寺の近辺は徐々に禅宗臨済宗や天台宗（一ケ寺有）の勧化教化が図られ、次第に時代を下るにつれ、浄土真宗から縁遠くなって行ったと思われる。門徒も創建時の頃とは激減し、他派へ転派して行った事は先述記した通りである。特に江戸時代に於いては、常念寺は阿弥陀様の御本尊があるだけのお堂でしかなくなってしまった。これを嘆くのは浄土真宗の僧や門徒である。鳥屋に常念寺と言う浄土真宗の寺があり、親鸞聖人と直接関りがある寺である

事は門徒衆には知れ渡っていた事と思われる。しかし、その地では誰も真宗を信心信奉しない村民ばかり。是を知った信心深い門徒は嘆き悲しむ事だろう。こんな理由から、信心深い門徒が阿弥陀様を盗み、他の地域に持ち運び、例えば、御本尊が只の掛軸である様な寺に、阿弥陀様実像を安置したと考えられないであろうか。御本尊を盗みだす事など御法度の江戸時代、余ほどの覚悟が無ければできない事である。まして盗みは仏教の教えに背く事である。そこには強い阿弥陀信仰故の所業があったかもしれない。

鳥屋の常念寺の阿弥陀様の盗難という事に関しては、『阿比乃中山　第十号』に「内郷村の地名道志と阿彌陀佛伝説について」と題し、『道志七里』から抜粋した奥道志の「光淵」傳説や長谷川一郎氏の「石老山の阿弥陀佛」に関わる内郷村での傳説を紹介したが、新戸の由来が「親鸞堂」から来ると言う事や、奥道志の盗難に遭った仏像が「阿弥陀様」で、浄土真宗に係る御本尊である。またこの三地区とも道志川沿いにある地域である事など、何かと深く考えればその真宗「阿弥陀佛」との関連性が伺え、これらの伝説や盗難は江戸時代後半の同時代の事では、と筆者は勝手に思いを巡らし推測してみた。

藤野町葛原、神宮山正念寺

新編相模風土記は、天保六年（一八三五）頃の津久井各村の「村明細帳」や聞き取り史料を纏めたものである。これに書かれている正念寺は「神宮山と号す、一向宗（京都西六條本願寺末）、開基空快（弘長二年寂　月日知れず）、本尊阿弥陀」とある。藤野町教育委員会発行の『ふじ乃町の神社と寺院』には宝暦十二年（一七六二）再建されたと記す。また現在の本堂内には本尊阿弥陀如来の他にもう一体の阿弥陀如来像を安置しているとの事である。

また、正念寺の末寺として天保六年時点では善福寺「護神山と号す（正念寺末）開基洞泉（元亀元年寂、月日知れず）、本尊阿弥陀」があった。正念寺にあるもう一体の阿弥陀如来はこの末寺、善福寺の御本尊であったかも知れない。

前記、常念寺でも記した（『神奈川県史研究　四六』「中世寺院と文化財」）によると、親鸞が相模を去った文暦元年（一二三四）から本願寺三世覚如が正応三年（一二九〇）に東国へ下向するまで、主として親鸞の弟子や孫弟子達によって創建・改宗された寺は二十二ケ寺あると言う。但し、是も年次に関しては史実として認められている所が一つもないとあるが、この中に名倉の「正念寺」が含まれている。

正念寺創建は先述の様に開基空快で、空快は弘長二年(一二六二)寂とあるので、創建年代は一二五〇年頃であろうか。この創建も確かであるのなら鎌倉幕府保護の禅宗臨済宗建長寺の創建（一二五三）と大体同じ頃の創建と言う事になる。また、空快示寂の時は。同じくして十一月に親鸞聖人も往生した年で、これを機に門徒間の結束力に亀裂が生じ、直弟子間の統制力が弱まり、やがて分裂化が進み、幾つかの門徒集団が結成されて行き、こうした傾向が神奈川県の動向にも認められると、『神奈川県史研究　四六』「中世寺院と文化財」）執筆者・山田泰弘氏は述べている。この頃から徐々に真宗寺院が衰退し、鎌倉幕府の保護のもと禅宗臨済宗寺院の創建や禅宗への転派が津久井方面で活発化し、鎌倉建長寺を本寺とする禅寺の創建が行われ、現在の様な状況に到って来ていると思われる。

＊一向宗とは《一向（ひたすら）に阿弥陀仏を念ずる宗派の意》浄土真宗。主として他宗派からの呼び名。

正念寺調査結果

平成十五年十一月十日、先述している様に筆者の祖母は浄土真宗正念寺が生家であり、浄土真宗から禅宗へ嫁いだ。そんな親戚関係の縁により一度、正念寺の先住和尚が柏原氏の時、正念寺を訪ねてこの件について聞いて見た事がある。その時の話を纏めて見よう。

正念寺の寛政年間頃の過去帳を見ると「正念寺」について、次の様に書かれていた。

相州津久井縣名倉村
藤原山金剛院正念寺
浄土真宗京都本願寺　御門跡末
一本尊阿弥陀如来
御免地高十石八斗五升　并寺中門前山林竹木諸役　開基乗然御坊
弘長二壬戌年　寛政十二迄　五百三十六年

とある。『新編相模風土記』には先述の様に、「神宮山と号す、一向宗（京都西六條本願寺末）、開基空快（弘長二年寂　月日知れず）、本尊阿弥陀」とあったが、新編相模風土記の山号神宮山→藤原山金剛院、開基空快→乗然と、山号・開基が正念寺過去帳と相違がある。これは如何した事であろう。また、寛政十二年での御免高が十石八斗六升であるが、津久井寺院の中でも上位で意外と御免高が大きいのが注目される。

正念寺過去帳には明治三年頃まで、地域名「新戸」として、亡者の住人の記載がある。此等を記載して見ると

夏盛栄泉	宝暦	六月二十九日	新戸	九郎左衛門
栄祐妙輝	宝暦七年十一月十二日		新戸	五郎左衛門女房
栄寿妙圓	宝暦十一年正月朔日		新戸	藤内母
秋屋了知	安永四年八月朔日		新戸	藤内
了泉妙智大姉	明和六年十一月十三日		新戸	源五郎母
春屋妙樹	天明五年二月二十六日		新戸	伝蔵母
釈浄蓮妙證信女	寛政六年九月二十五日		新戸	九郎左衛門女房
釈照誓妙光信女	寛政六年十月六日		新戸	九郎左衛門実母
釈秋清了円上座	？	八月十八日	新戸	勝五郎実父
釈一法慧順信士	？	四月十二日	新戸	新助実父
釈乗信妙覚信女	文化	十二月十八日	新戸村	九郎右衛門娘
釈光蓮教禅信士	文化四年十月一日		新戸	勝五郎倅
釈雪臨妙白信女	文政三年十二月二十六日		新戸	新助母
釈乗教妙意信女	文政九年二月二日		新戸	九郎右衛門女房
釈智清妙恵大姉	文政十年十二月二十六日		新戸村	勝五郎女房
釈秋教覚栄上座	天保三年正月十三日		新戸	涼五郎父　勝五郎事
釈浄往法得上座	天保六年五月二十五日		新戸	五郎左衛門事
釈浄流得門信士	天保六年六月六日		新戸	伝左衛門父　新助事
釈周山朋恵信士	天保九年六月四日		新戸	九郎右衛門父
釈妙心童女	嘉永元年十月四日		新戸	伝右衛門娘
釈光清妙圓信女	安政二年八月二日		新戸	新助
釈智光妙清大姉	安政二年九月二十六日		新戸	勝五郎女房
釈夏雲朋教信士	慶応元年六月四日		新戸	伝右衛門父
釈妙園信女	慶応三年十一月二十三日		新戸	新助娘
釈化火為風信士	明治三年正月二十九日		新戸	勝五郎

以上見て解るように正念寺の檀家に道志村新戸の九郎左衛門・藤内・五郎左衛門・伝蔵・勝五郎・新助・伝右衛門等の住人の俗名がある事から、明治以前は道志新戸に名倉の正念寺を菩提寺とする家があった事が立証された。そして、右の様に「釈化火爲風信士　正月二十九日　新戸村　勝五郎」（写真）で新戸村の亡者の記載はこれを最後に過去帳への記載は見つからなかった。これから明治三年頃迄、新戸の各家は浄土真宗の正念寺の檀家であった事が判る。これ以後、新戸の各家は道志南にある臨済宗建長寺派光明寺末清光寺の檀家となったのであろう。尚、正念寺過去帳に於いては、寛政年間頃から戒名の頭に浄土真宗で見られる「釈」が付く戒名記載と成っている。

正念寺の門徒の地域は、地元名倉の葛原（とづらはら）に於いては全体の六割が浄土真宗門徒で、あとの四割は曹洞宗桂林寺の檀家である。あとは上野原市鶴島からや秋山・古福志・金山方面に門徒がいるとの事であった。

正念寺周辺の浄土真宗寺院の分布は、現在、遠い相模原市内には無く、山梨方面の大月猿橋、さらに西の富士急行沿線の都留市や、富士吉田に分布しているとの事。明治頃の付合いは、小田原組（そ）に入って居たが、現在は都留組（そ）十七ヶ寺の組に入り、寺付き合いが行われているとの事であっ

た。相模原市内にも真宗寺院が現在は存在するが、これらの寺院は近現代の教会が発展して寺となったものであると柏原氏は語っていた。

前述しているが、親鸞が布教教化のため、関東にも下向し、小田原の国府津の「勧堂」に逗留したのは安貞二年（一二二八）から文暦元年（一二三四）までの七年間とされ、この間、県内各地を布教勧化に巡っている。鎌倉時代のこの頃、親鸞の布教が津久井方面まで及び、津久井鳥屋の常念寺は親鸞の創建寺であるとも云われる。この常念寺、新戸の「親鸞堂？」、そして名倉の正念寺などを顧慮すると、津久井の禅宗建長寺派寺院の創建前は、この津久井では浄土真宗の布教勧化が盛んであった事が伺える。また、江戸時代に於いて、正念寺が「小田原組」に入る事は、親鸞の最初の布教地が小田原の国府津の「勧堂」に逗留した事から、真宗寺院の建立が小田原から相州の山岳地帯沿いに進んだと思われる。その為、正念寺が「小田原組」に入り、寺付き合いが行われて来ていたのであろう。

親鸞は、他宗派の影響力少ない辺鄙地、皇族武士階級宗派力の無い地域や下級層民への布教教化をしたと云う。これらを考え合わすと津久井山岳地帯は浄土真宗布教条件に叶った場所であったのであろう。一般には日蓮宗信徒は商売人が多く、北陸漁村地帯等に真宗信者の多いのは、権門宗派の間を潜っての布教の存在があると云われる。鎌倉幕府という権力化、武士に信奉された禅宗地盤である津久井には浄土真宗が根付かなかった事は、必然の事であったのかも知れない。

以上の様に一向宗（浄土真宗）の布教は相州山岳部から津久井鳥屋の常念寺→新戸→名倉・葛原の、正念寺→秋山→大月→都留→富士吉田と言うコースであった事が伺えるが。津久井や秋山、都留には時代的に南北朝時代始めの「雛鶴伝説」という物語がある。浄土真宗のこの布教コースは雛鶴伝説のコースと似通っている。鎌倉の後期、南北朝時代に入る頃から、このコースは富士への道として開設・開道されていたのかも知れない。最後に「その雛鶴伝説」の要略を記して「親鸞ゆかりの地・新戸の雑話と磨墨伝説（一）」を終りにしようと思う。新戸にある「磨墨伝説」は次号とする事にする。

「雛鶴伝説」とは、護良親王（もりよししんのう）は第九十六代後醍醐天皇の皇子で、大塔宮（だいとうの宮）と尊称された。建武中興の直後、幕府と対立したため、足利直義（ただよし）に捕らえられ、建武二年（一三三五）鎌倉の牢で首をはねられた悲運の皇子であった。

首をはねられた時の親王は、あまりの無念さから、刺客となった渕部義博（伊賀守）を睨みつけたまま死んでいったため、義博はその恐ろしい親王の首級を、牢獄の近くの竹藪に捨てて逃げ去ったといわれる。たまたまこれを知った親王の寵姫（南の方）の雛鶴姫（北畠親房の娘）が、数人の従者と共にその首級を探し出して鎌倉を逃れ、東海道は騒擾甚だしいので相模国大山の麓から津久井郡青山村に至った。

この時姫は身弱にて民家に請うて休養した。其日が親王の三十五日忌に当たったので、護良親王の御遺品を埋め供養塔を建て宮の冥福を祈ったと言う。ここは今では「千部塚」と言われている。雛鶴姫はそこから更に甲斐国秋山の古福志で休み、その先の無生野で産気付き、十二月大晦日、男子を生んだが病重なって遂に死去。翌正月元旦秋山嶺に葬られた。これが現在リニアの試験運転場所の雛鶴峠と云われる。この峠を越えると都留市で都留市朝日馬場にある石船神社には護良親王の守り刀に関る伝説がある。

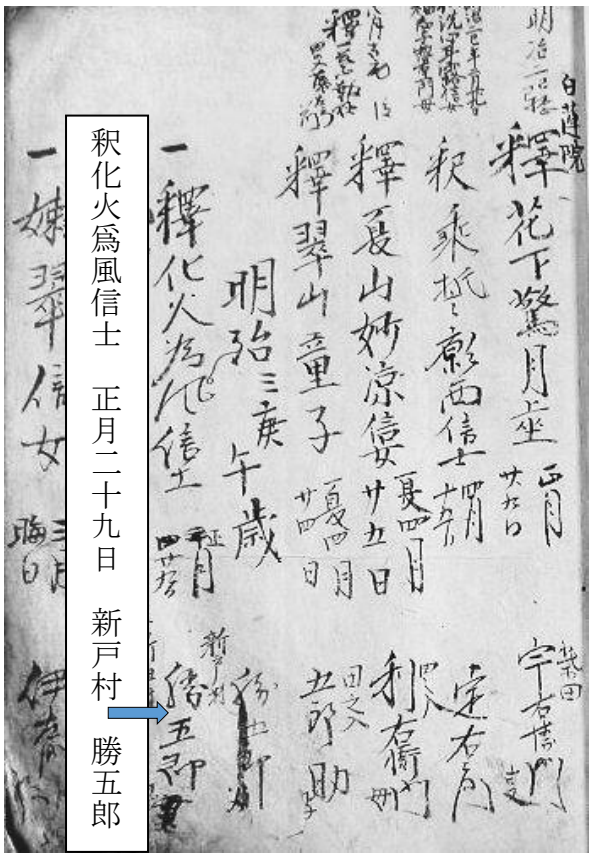

釈化火爲風信士　正月二十九日　新戸村　勝五郎

古文書解読

四、奥畑下川通り人改所（一）①

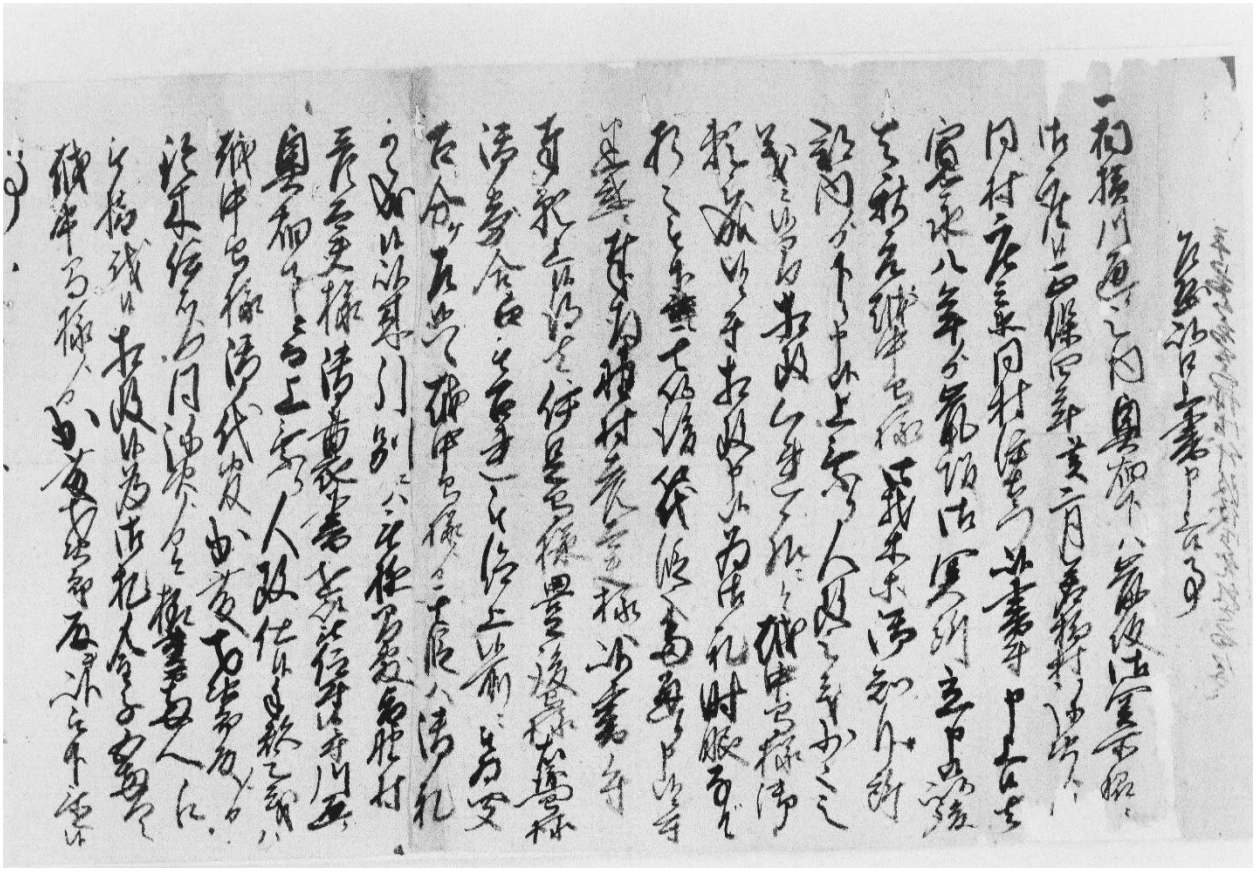

乍恐以口上書申上候事

一相模川通り之内奥畑下ハ鼠坂御関所脇ニ
御座候、正保四年亥二月若柳村弥次右衛門
同村庄兵衛・同村伊右衛門以書付申上候者
寛永八年ゟ鼠坂御関所立申候、以後
者秋元越中守様御材木等御知行所
郡内ゟ下り申候上乗り人改之義、少々之
義ニ候間、相改くれ候様ニと越中守様御
頼被成候ニ付相改申候、為御礼□時服など
折々被下置、其以後筏段々多通り申候ニ付
迷惑ニ奉存、野村彦太夫様へ以書付
奉願上候得者、伊豆守様・豊後守様・右衛門守様
御寄合江被召連被仰上候所ニ被為聞
召分ケ左候ハヽ、越中守様ゟ其段ハ御礼
可被成候、以来引別ニハ被遊間敷旨、野村
彦太夫様御裏書を以被仰付候ニ付、川通り
奥畑下ニ而上乗り人改仕候、手形之義ハ
越中守様御代官加藤才次郎殿ゟ
鈴木伊右衛門・同弥次右衛門と□様書両人江
被指越候、相改候為御礼金子五両つゝ
越中守様ゟ加藤才次郎殿ヲ以被下置候
事

□は不確定

奥畑下川通り人改所②

（①の続き）

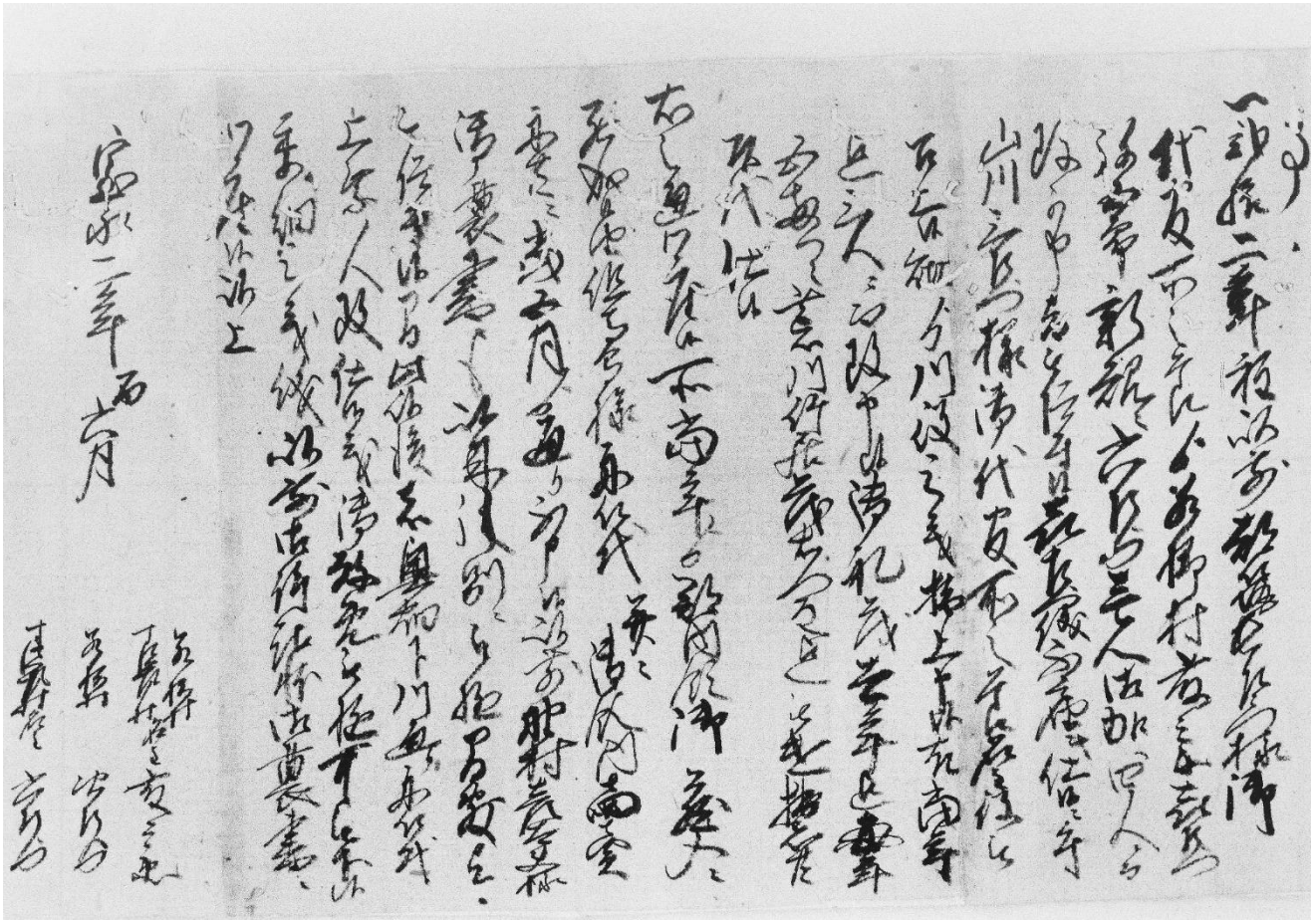

一弐拾二年程以前都築長左衛門様御
代官所之節ゟ若柳村藤兵衛・喜左衛門
弥五郎、新規ニ六左衛門壱人御加へ四人ニ而
改可申旨被仰付候、喜左衛門儀不届キ仕候ニ付、
山川三左衛門様御代官所之節、名主役被
召上候砌ゟ川役之義指上申候故、当年
迄三人ニ而改申候、御礼も去年迄毎年
五両つゝ荒川竹居茂右衛門殿迄被遣、拙者共
頂代（戴カ）仕候
右之通御座候所、当年ゟ郡内領御　蔵入ニ
罷成候由但馬守舟筏并ニ御領内商売
舟共ニ当五月ゟ通り不申候、以前野村彦太夫様
御裏書ニも以来引別ニ被遊間敷候と
被仰遣候間、此以後者奥畑下川通り舟筏
上乗人改仕候義、御赦免被遊可被下候、
委細之義儀、以前御訴訟状御裏書ニ
御座候、以上

宝永二年酉六月

若柳村
寸沢嵐村名主　藤兵衛
若柳村　次左衛門
寸沢嵐村名主　六左衛門

奥畑下川通り人改所③

（②の続き　最後）

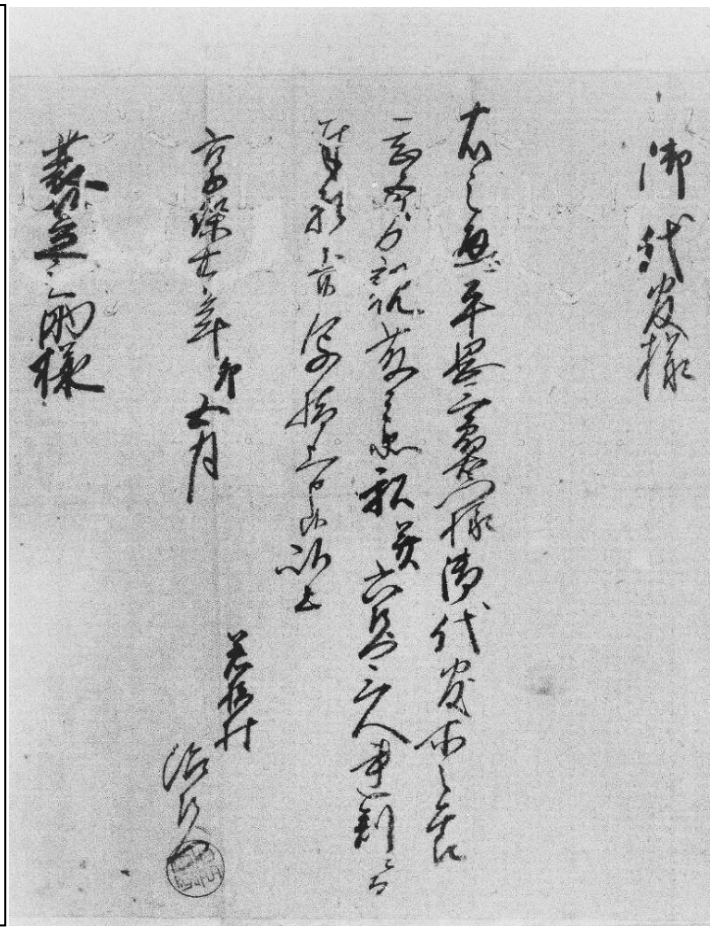

御代官様

右之通、平岡三郎右衛門様御代官所之節
甚五右衛門親藤兵衛、私并六左衛門三人連判ニ而
奉願上候写指上申候、以上

享保廿年卯五月

若柳村
治左衛門印

蓑笠之助様

解説

旧相模湖町の奥畑地区は、明治二十二年（一八八九）の寸沢嵐村と若柳村が合併し内郷村が成立する前までは、若柳村に属していた。内郷村の時代に於いても十部落之内のひとつ奥畑部落として存在し、若柳村時代から住所番号も若柳地番の一番は奥畑部落から始まる。

今回の古文書は若柳村と寸沢嵐村の兼帯名主藤兵衛、若柳村奥畑治左衛門、寸沢嵐村名主六左衛門の三人が御代官平岡三郎右衛門へ差し出した「乍恐以口上書申上候事」と言う口上書である。奥畑下にあった相模川を下る上乗り人の「人改め」に関する訴状である。

本来は①②③と繋ぎ合わせの状であるが、①②迄は宝永二年（一七〇五）六月の原文写しで、それに付けたり文が③である。この付けたり③は若柳村治左衛門が宝永二年、代官平岡三郎衛門の時、現甚五右衛門の親藤兵衛と六左衛門と三人の連判にて願上をした文書の写しを今度は、享保二十年（一七三五）五月に、若柳村治左衛門が当時の御代官蓑笠之助に提出した文書となる。（公文書館蔵「若柳文書　奥畑番所　状2」）

古文書①の内容については次の様である。

相模川下りの奥畑下は鼠坂御関所の脇にあり、正保四年（一六四七）二月、若柳村奥畑の弥次右衛門（鈴木）、同村山口の庄兵衛（山口）、同村奥畑伊右衛門（鈴木）の三人が書付を以て申し上げているが、寛永八年（一六三一）に鼠坂関所が立てられ、それから秋元越中守様が材木（主に炭薪木と材木）を都留郡内の谷村から川下げをするに付き、少々であるが上乗り人改めを頼まれ、御礼として「時服」などを戴いていた。それ以後は段々川改めが多くなり、迷惑になった為、野村彦太夫様へ書付を以て願い上げた所、伊豆守様・豊後守様・右衛門守様の寄合へ召連れられ、仰せ上げた所、お聞き下され、その時は秋元越中守様よりお礼を下された。それ以来、例を引く事が無き様との野村彦太夫様の御裏書を以て仰せ付けられ、奥畑下上乗り人の改めを行って来た。手形については秋山越中守の御代官加藤才次郎殿より鈴

木伊右衛門・同弥次右衛門と様書きにて遣わされ、人改め代として御礼金五両づつ越中守様より加藤才次郎殿を通じ下されていた。と言う内容である。

正保四年時点で若柳村と寸沢嵐村を兼帯しての名主は伊右衛門であったが、それより以前、元和八年（一六二二）寸沢嵐村江藤与次右衛門が野論のすえ処刑されると、奥畑の鈴木久兵衛が若柳村・寸沢嵐村を兼帯する名主となった。（若柳村・寸沢嵐村支配代官・名主・村方三役変遷表　筆者作成より）そして寸沢嵐村については触口名主と言う形で、与次右衛門の跡地を後継した沼本の大谷孫右衛門が久兵衛下で勤める事に成っていた。

奥畑の鈴木家について、家号「沖西」は久兵衛→**伊右衛門**→藤兵衛と続き、享保二十年のこの古文書差出人である治左衛門は家号「とば西」で**弥次右衛門**→治（次）左衛門→弥五郎と後継している。また、**庄兵衛**は山口の家号「西」で次の代は喜左衛門である。これらの三名は若柳村住人である事から、奥畑下「人改め」は若柳村全体の仕事ではなく、この三人のみが携わる仕事であった。しかし、この後、寸沢嵐村の名主となった大谷六左衛門が、これに加える様に異論を唱える問題の古文書がある。これについては次の機会に譲るとしよう。

尚、この奥畑下川改の古文書「乍恐以口上書申上候事」の文中に「寛永八年ゟ鼠坂御関所立申候」とある様に、鼠坂関所開設の時期が定まっていなかったが、この古文書により鼠坂の関所が寛永八年に立てられた事が一般の百姓の言葉で確認できる事は、大事な貴重な古文書である。

秋元越中守については、秋元泰朝・富朝・喬知が甲州都留郡谷村領主となっている。谷村城は幕府から城番が配置されていたが、寛永十年（一六三三）に谷村城主として上野国総社の領主秋元泰朝が配置される事になった。都留郡一円一万八千石の領主である。この古文書には秋元越中守と秋元但馬守が書かれているが、秋元越中守は二代目の富朝で、越中守富朝が谷村領から領主財政の足しにと木を伐り出し、相模川を下し、売り払う計画を立てたのであろう。その際、秋元富朝は徳川幕府の譜代大名ではあるが一応上乗り人の「人改め」を治左衛門等に願い出たのである。そして御礼として「時服？」、つまり辞典では「その時期に着るべき服。時候にふさわしい衣服。特に昔、天皇や将軍などから臣下に下賜されたもの。」とあるが、この様なものを戴いていた。しかし、それ以後、段々川下り回数も多くなり、「人改め」も大変になり、治左衛門等は当時の代官野村彦太夫為重（津久井代官参照）に書付を以て願い出て、老中松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋・右衛門守の寄合へ召連れられ言上した所、聞いて頂き、それ以来これは前例にならぬ様にと、代官野村彦太夫の御裏書の注記を頂き、仰せ付けられ奥畑下にて上乗人「人改め」を行って来ている。上乗り人手形は秋元越中守の御代官加藤才次郎より送られ、また才次郎を通じて谷村城主秋元富朝よりお礼として五両ずつ頂いているとの事が、古文書①の前文内容である。

古文書②の内容については次の様である。

二十二年程以前と言う事であるから、宝永二年（一七〇五）の二十二年前は一六八三年の天和三年頃で、この時の御代官は都築長左衛門則次であった。尚「津久井の代官」の表に於いて、野村彦太夫為利と都築長左衛門則次の間には、下総国関宿城主・久世大和守広之が津久井領主となり、津久井の各村を私領として支配していた。天和三年（一六八三）久世大和守重之が備中国（岡山県）庭瀬へ転封するまでの十九年間久世氏の支配が津久井領では行われていたのである。

津久井の代官（城山町史　通史編より）

彦坂小刑部元正	慶長七年（一六〇二）～慶長九年（一六〇四）
伊奈備前守忠次	慶長九年（一六〇四）～慶長十三年（一六〇八）
守屋佐太夫行廣	慶長十三年（一六〇八）～寛永四年（一六二七）
守屋佐太夫行吉	寛永四年（一六二七）～正保元年（一六四四）
野村彦太夫為重	正保元年（一六四四）～万治元年（一六五八）
野村彦太夫為利	万治元年（一六五八）～寛文四年（一六六四）
久世大和守廣行・重之（下総国関宿城主）	寛文四年（一六六四）～天和三年（一六八三）
都築長左衛門則次	貞享元年（一六八四）～貞享三年（一六八六）
山川三左衛門貞則	貞享三年（一六八六）～元禄四年（一六九一）
山川金右衛門貞清	元禄四年（一六九一）～元禄六年（一六九三）
設楽勘右衛門能久	元禄六年（一六九三）～元禄七年（一六九四）

岡田庄太夫俊陳　元禄七年（一六九四）～元禄十二年（一六九九）
平岡三郎左衛門尚宜　元禄十二年（一六九九）～宝永四年（一七〇七）
江川太郎左衛門英勝　宝永四年（一七〇七）～享保七年（一七二二）
萩原源八郎乗秀　享保七年（一七二二）～享保十九年（一七三四）
蓑笠之助正高　享保十九年（一七三四）～寛延二年（一七四九）

右の津久井の代官推移を見て分るように、久世大和守重之が備中国へ転封すると、津久井各村は再び幕領となり代官は都築長左衛門則次となった。この時より若柳村藤兵衛、同喜左衛門、同弥五郎、この三人の他に新規に寸沢嵐村六左衛門が加えられ、計四人が人改めの役を仰せ付けられたとある。しかし、都築長左衛門の次の代官・山川三左衛門貞則の時、喜左衛門が不届き（道理に背く）の理由で名主役を召上げられ、川改め役も三人で改める様になり、お礼も毎年、昨年まで、つまり宝永元年（一七〇四）まで、荒川番所竹居茂右衛門まで出向いて五両づつ頂いていたのである。

これに続く古文書②の続きの内容は、当年、つまり宝永二年より都留郡谷村領は、「蔵入地」つまり幕府の直轄地になり、これについては、谷村城主は秋元泰朝→富朝→喬知と続いたが、宝永元年（一七〇四）十二月二十五日、秋元但馬守喬知の時、喬知は大いに出世し、武蔵国入間郡川越へ所替となった。下野国都賀郡・同国足利領を除いて、川越城付三万石の大名となった為である。この事により秋元但馬守の商売の為の舟筏は宝永二年五月より通る事は無くなったのである。この事により以前代官野村彦太夫の御裏書（例を引く事が無き事）もあり、これよりは奥畑下川通り舟筏の上乗り人改めは御赦免下さる様、宝永二年六月、若柳村と寸沢嵐村の兼帯名主藤兵衛、若柳村次左衛門、そして寸沢嵐村名主六左衛門が代官平岡三郎右衛門願い出たのである。

古文書③の内容について

この③は享保二十年（一七三五）五月に奥畑下川改めについて、宝永二年六月付で時の代官平岡三郎右（左）衛門に、甚五右衛門親である藤兵衛と私治左衛門、六左衛門が連判にて願上書を提出していますが、その写しはこの通りですと、この享保二十年時点の代官蓑笠之助に治左衛門が差出した古文書③である。尚、享保二十年時点では奥畑家号「沖西」の当主は藤兵衛から甚五右衛門に代変わりしているが、治左衛門と六左衛門は健在である事がこの③から判断できる。

「奥畑下川改め所」の開設の理由はこの古文書より理解されるが、しかしこれ以後、享保二十年（一七三五）までの間に、奥畑下川改めに関して問題訴訟が生じ、これに関する古文書が存在する。その大まかな内容を紹介すると次の様に成っている。

奥畑下川通り人改所　訴訟概略

奥畑下川改めについては、駒木野・鼠坂関所脇にあり、舟筏往来があると鼠坂関所番の方も締まらなく、前記の通り鼠坂の関所番とこれに奥畑下の川改めが重なると若柳村百姓が更に困窮する。こんな理由もあり、川改めは若柳村名主奥畑の伊右衛門、弥次右衛門と庄兵衛三人に任せられた。しかし、その後は古文書①②③説明の通り、その後の改め役は庄兵衛→喜左衛門に代わり、更に寸沢嵐村の六左衛門が加わり、若柳村藤兵衛、喜左衛門、弥五郎（治左衛門兄）四人で勤めていた。後、御代官山川三左衛門の時、喜左衛門は不届きとの理由で名主役を召上げられ、それ以後は三人となった。享保年間には先祖の代替わりがあり、奥畑の若柳村・寸沢嵐村兼帯名主・甚五右衛門、治左衛門、寸沢嵐村六左衛門の三人で勤めていたが、六左衛門が川改めを怠り、治左衛門・甚五右衛門に訴えられ、後記されている様に六左衛門は享保三年に詫び證文を出している。

六左衛門が入る事になった理由は、鼠坂関所では、若柳村と寸沢嵐村両村で関所番を勤め来て、更に両村は前々より諸事は何事も分別なく勤めてきている。奥畑下川改めにも寸沢嵐村の名主も入るべきであると訴えた。この時の代官都築長左衛門がこれを認め六左衛門も出所する事になったのである。

平岡三郎左衛門（元禄十二年～宝永四年）代官所の時になると、先述の通り宝永二年（一七〇五）谷村城主秋元但馬守喬知の国替えとなり、御礼金も

無くなり、代官野村彦太夫の先例と成らぬ様にとの裏書もあり、改め役の御赦免を治左衛門等は願い出たのである。ところが平岡三郎左衛門は聞き入れず、「先祖の者共が御礼金が頂ける時は勤め上げ、今礼金が無くなると、他の者に勤めさせようとしても勤める者はいない、これまでの通り三人で勤めよ」と言い渡され、その代わり、役分として三人の持ち高畑の年貢を小々引いてくれる事となった。

その後、寸沢嵐村の名主六左衛門は三日に一日の勤めを怠るようになり、不届きとして甚五右衛門・次左衛門に訴えられた。その内済證文が享保三年十一月、六左衛門から甚五右衛門・次左衛門宛に出され、六左衛門が今後は改め役の不参は決してしない事を約束しているのである。この古文書も公文書館蔵「若柳文書　奥畑番所」として保管されている。

更に前記、享保三年寸沢嵐村六左衛門の「奥畑下川改め」不参の詫び證文以後の古文書では、三人の川改め役の一人寸沢嵐村・若柳村兼帯名主の甚五右衛門が寸沢嵐村拝借金の不正でお咎めになり、名主役が返上され、川改め役も辞める事になった。結局、名主となった六左衛門と次左衛門の二人で川改めを行う事になった。寸沢嵐村の六左衛門は、定夫（ありき…名主から村民に対して触・寄合・人足・夫役などを伝達する役）も勤め忙しく。また、六左衛門は寸沢嵐村拝借金問題も甚五右衛門だけでなく私にもその責任もあるという理由から川改め役を遠慮したいという理由を持ち出し、再び川改めを不参する事になったのである。しかし、次左衛門は六左衛門に対し一役返上してでも改め役を務めるよう訴えている。

そして、これ以後は奥畑下の川端に一日中詰めて番をしては生活も成り立たないので、先祖が今まで引き受けてきた改め役でもあり、止む無く無給にて治左衛門はお受けする事になったのである。そしてこれからは「舟筏上乗人」は甚五右衛門・次左衛門宅へ登り来て改めを受ける事になった。しかし、先述の通り名主甚五右衛門は拝借金の不正でお咎めもあり辞退。次左衛門は甚五右衛門の倅も何れは改め役を引継ぐと思われるが、それまでは六左衛門が再び不参と成っている為、当分次左衛門一人で勤めなければならなくなり、生活にも迷惑で負担も大きく、再び改め役を不参している六左衛門を召し出し、御吟味して改め役を勤めさせる様、次左衛門が六左衛門を訴え、大岡越前守様御番所宛に出した古文書、享保二十年八月、「乍恐以書付御訴申上候」の古文書が存在する。

編集後記

最初の「村を観んとする人の為に」は、大正七年柳田国男の内郷村調査の結果の問題点、反省点、後世の民俗学調査への姿勢とアドバイス等を柳田国男自身が述べ、村落調査をする学生や私達には貴重な助言と成っている。

「大工だった五左衛門」は当歴史研究会会員の江藤氏の先祖に大工職が居り、地元の神社の棟札に先祖の名前がある事から、家に遺された大工に関係した古文書を元に、先祖大工五左衛門の跡を辿り推考した執筆である。

「親鸞ゆかりの地・新戸」では、鎌倉時代の津久井には臨済宗寺院の建立前から、親鸞聖人の関東下向に伴い、旧津久井町鳥屋に常念寺、旧藤野町葛原に正念寺が建立され布教教化が行われていたのではとする小論である。

四の「奥畑下川通改所」は鼠坂関所、駒木野関所の間にあり、相模川を下る舟筏の上乗り人を改める番所になった。その開設由来は秋元但馬守泰朝が都留郡谷村城主になった事による。その後、秋元但馬守喬知が川越へ所替となり川下りの舟筏も少なくなり、改め人である若柳村治左衛門等は赦免を願い出る。しかし寸沢嵐村名主の六左衛門も改め役を不参する事となり、奥畑下川改めは治左衛門一人となる。この為、治左衛門は六左衛門を召し出し、番役を勤める様、御吟味を願い出る訴訟を大岡越前守に出したのである。

山田記

阿比乃中山

第十一号　令和四年（二〇二二）三月一日発行
創刊号　平成二十九年（二〇一七）三月一日
発行者　相模湖歴史研究会
発行所　相模原市緑区若柳一四三〇
正覚寺内　☎〇四二―六八五―一一四五